

納 税 課 長
税 務 課 長
収 税 課 長
収 納 課 長
徴 収 課 長
殿
国保・年金課長

一般社団法人 日本経営協会
理事長 平井 充則

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

知識と実践で理解を深める!
滞納整理手続きスキルアップ講座

<平成30年9月25日(火)・26日(水)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

自治体財政の逼迫にともない、自主財源となる地方税収入の安定確保と税の公平性の担保は、主体的かつ健全な経営を維持していく上で極めて重要な課題となっております。また、少数精鋭化が進む徴収の現場では、十分な知識とスキルを備えた人材をいかに短期間で育成できるかも、徴収率向上に直結する大きなファクターとなっております。

本セミナーでは、**実務経験一年以上の方を主な対象として、現場担当者必須の実務知識を整理するとともに、参加者同士のグループディスカッションも交えながら、一線の人材として成果を挙げ続けるためのスキルを身につけていただきます。**

時節柄公務が多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

講師からのコメント

滞納整理の最終・最大の目標は、滞納を無くし、滞納者を納期内納付者に変えることです。そのため、滞納整理とは「終わりを意識する」ことから始まります。それでは、「滞納整理の終わり」とは何か?それは完納完結か執行停止の二つしかありません。したがって、滞納整理の仕事は「いかに滞納者から納税資金を捻出させ徴収に結びつけるか、また、いかに執行停止に導くか、結局のところ一部停止をどのように行うか」が問われています。

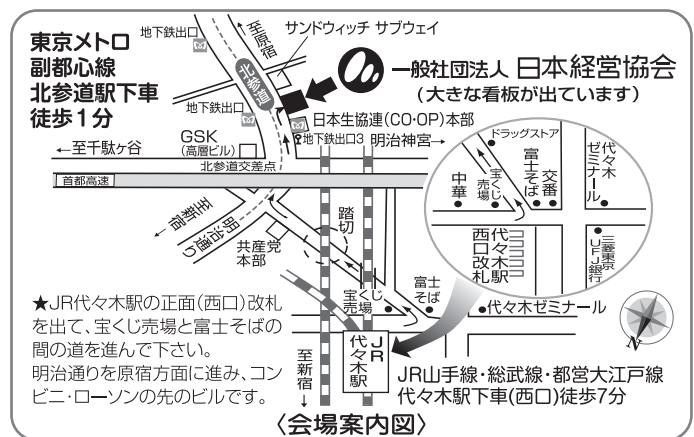
記

日 時：平成30年9月25日(火) 13:00～17:00
9月26日(水) 9:30～16:30
(12:30から受付)

講 師：東京都世田谷区
財務部 納税課 谷 晴雄氏
特別整理担当係長

会 場：NOMA ホール(日本経営協会内専用教室)
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)

受講料：会員(1名) 29,000円 } 31,320円
(参加料) 消費税 2,320円
一般(1名) 32,000円 } 34,560円
消費税 2,560円



〈会場案内図〉

- 申込方法：①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは開催日の3営業日前までをお願いいたします。
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

その他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

URL <http://www.noma.or.jp>

▶ **プログラム** ◀

※本講座は、主に実務経験1年以上の方を対象としています。

1 日目

1. はじめに
2. 財産調査
 - (1) 財産調査の必要性
 - (2) 財産調査の留意点
3. 滞納処分の差押え
 - (1) 滞納とは
 - (2) 差押えとは
 - (3) その前提要件
 - (4) 差押えの制限
4. 債権の差押え
 - (1) 債権の意義
 - (2) 債権有無の調査
 - (3) 差押えにあたり注意すべきこと
 - (4) 債権の二重差押え
 - (5) 差押えの効力
 - (6) 差押えた債権の取立て
5. 不動産の差押え
 - (1) 不動産の意義
 - (2) 登記簿謄本の見方
 - (3) 差押えの手続き

6. 交付要求

- (1) 交付要求の要件
- (2) 交付要求の制限
- (3) 交付要求の手続き

7. 参加差押え

- (1) 参加差押えの要件
- (2) 参加差押えの手続き
- (3) 参加差押えの効力

8. 滞納処分と強制執行等との手続きの調整に関する法律（滞納法）

- (1) 滞納処分が先行する財産に対する強制執行等

9. 納税の猶予

- (1) 徴収猶予
- (2) 換価の猶予と執行停止
- (3) 納税の猶予に伴う担保等

2 日目

10. 地方税法の個別演習問題による事例研究

- (1) 演習問題の出題
- (2) 演習問題の解答及び解説

11. 情報交換及び『徴収困難な案件』についてのグループディスカッション

12. 質疑応答

講師紹介

世田谷区財務部納税課特別整理担当係長 **谷 晴雄 氏**
世田谷区役所に入所後、生活保護のケースワーカー、課税課（住民税の賦課部門）、外国人登録係、教育委員会施設課を経験する。平成16年4月より、東京都主税局徴収部機動整理課特別整理係に2年間在籍した後、世田谷区の保険料収納課（国保料の徴収部門）に戻り、平成21年4月より、現在の納税課特別整理担当（滞納本税500万円超の高額・困

難案件処理、搜索・公売担当）に至る。担当の係長として、在籍3年間で当初案件数を半減させ、**5年間で四分の一**以下まで削減を図る。平成24年6月、主税局の要請を受け、「個人住民税徴収対策会議・作業部会」の座長に就任し、翌25年2月の報告書の提言取りまとめを行う。また、平成25年11月に主税局主催「オール東京納税コンベンション」の場で、「徴収業務の効率化の取組と人材育成」をテーマに講演を行った。

《合わせて受講でさらにスキルアップ!》

「(初級)徴収率向上のための交渉スキルアップ講座」

平成30年7月2日(月)～3日(火)

「(中級)徴収率向上のための交渉術と徴収困難な案件実務講座」

平成31年2月7日(木)～8日(金)

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60010783 『滞納整理手続きスキルアップ講座』参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

30.9/25～26

会員 一般(該当欄にレ印)

役所名		電話	()	内線	<ご連絡担当者>
		FAX	()		所属
所在地	〒				フリガナ
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
参加者氏名	参加者氏名	参加者氏名	参加者氏名	参加者氏名	参加者氏名
	所属部課	所属部課	所属部課	所属部課	所属部課
	役職名	役職名	役職名	役職名	役職名
					経験年数
					年月
					経験年数
					年月
					経験年数
					年月

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)